

平成 30 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 志太 勤一
(JASDAQ コード番号 4837)
問合せ先 取締役 管理本部長 兼 広報・IR 部長
山本 大介
(TEL. 03-5784-8909)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 3 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、新たな種類の株式としてA種種類株式及びB種種類株式を発行することを可能とする規定を新設し、その他所要の変更を行うものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

株主総会開催日	平成30年3月29日（木曜日）（予定）
定款変更の効力発生日	平成30年3月29日（木曜日）（予定）

以 上

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更後						
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数および発行可能種類株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1億4千万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="877 504 1292 616"><tr><td>普通株式</td><td>1億4千万株</td></tr><tr><td>A種種類株式</td><td>1百万株</td></tr><tr><td>B種種類株式</td><td>1百万株</td></tr></table> <p>(A種種類株式) 第6条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。</p> <p><u>1 剰余金の配当</u> 当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株主の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、本条第9項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額に基準日交付株式数（以下に定義する。）を乗じた額の剰余金の配当を、普通株主等に対する剰余金の配当と同順位にて行う。 「基準交付株式数」とは、上記剰余金の配当に係る基準日において、下記本条5項に定める株式を対価とする取得請求を行った場合（取得を請求することができる期間内であるか否かは考慮しないものとする。）にA種種類株式1株の取得と引換にA種種類株主に交付される普通株式の数（但し、普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは小数点以下第三位を四捨五入した数とする。）をいう。</p> <p><u>2 残余財産の分配</u> 当社は、残余財産を分配するときは、本条第9項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額を支払う。</p>	普通株式	1億4千万株	A種種類株式	1百万株	B種種類株式	1百万株
普通株式	1億4千万株						
A種種類株式	1百万株						
B種種類株式	1百万株						

(2) A種種類株主等に対しては、前号のほか残余財産の分配を行わない。

3 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5 普通株式を対価とする取得請求権

(1) A種種類株主は、A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当社がA種種類株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該取締役会の決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。その他の取得の条件については、当社がA種種類株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。

(2) 前号の請求を行ったA種種類株主に交付される普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、前号の請求を行ったA種種類株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

6 金銭を対価とする取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行に先立って取締役会の決議で定める取得請求期間中、当社が当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得することと引換えに、当該取締役会の決議によって定める額の金銭を交付することを請求することができる。

7 株式の分割、株式の併合等

(1) 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式およびA種種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。

(2) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受け

る権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

(3) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。

(4) 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

(5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

(6) 当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)

は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、A種種類株主にはA種種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するA種種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。

(7) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式およびA種種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

(8) 第1項から第6項までの規定は、現にA種種類株式を発行している場合に限り適用される。

8 譲渡制限

譲渡によるA種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

9 優先順位

(1) B種優先配当金(次条第1項第1号に定義される。)、B種累積未払優先配当金(次条第1項第2号に定義される。)、A種種類株主等および普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払優先配当金を第1順位、B種優先配当金を第2順位、A種種類株主等および普通株主等に対する剰余金を第3順位とする。本項の適用においては、B種優先期中配当金(次条第2項に定義され

(新 設)

る。)は、B種優先配当金と同順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。

(B種種類株式)

第6条の3 当社の発行するB種種類株式の内容は、次の各項に定めるとおりとする。

1 優先配当金

(1) 当社は、平成30年4月1日以降の日を基準日として、第43条に定める期末配当を行うときは、当該期末配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。)に対し、本条第11項第1号に定める支払順位に従い、法令の定める範囲内において、B種種類株式1株につき、その払込金額相当額に、B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当率(10%を上限とする)を乗じた額(以下「B種優先配当金」という。)について、配当を行う。ただし、当該配当の基準日の属する事業年度において、当該基準日より前の日を基準日として本条第2項に定めるB種優先期中配当金を支払っていたときは、その合計額を控除した額とする。

(2) ある事業年度において、B種種類株主等に対して支払う1株当たりの剰余金の額(以下に定めるB種累積未払優先配当金の配当を除く。)が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払B種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払B種優先配当金(以下「B種累積未払優先配当金」という。)を当該翌事業年度以降、本条第11項第1号に定める順位に従い、B種種類株主等に対して支払うものとする。

(3) 当社はB種種類株主等に対してB種

優先配当金およびB種累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。

2 優先期中配当金

当社は、第42条または第44条の規定に従い、平成30年4月1日以降において、事業年度末日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、本条第11項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、その払込金額相当額に、B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める配当年率（10%を上限とする）を乗じて算出した金額について、当該期中配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（以下「B種優先期中配当金」という。）を支払うものとする。ただし、当該期中配当基準日の属する事業年度において、当該期中配当基準日より前の日を基準日として本条に定めるB種期中優先配当金を支払っていたときは、その合計額を控除した額とする。

3 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、本条第11項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額を支払う。

（2）B種種類株主等に対しては、前号のほか残余財産の分配を行わない。

4 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

5 種類株主総会の決議

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6 普通株式を対価とする取得請求権

（1）B種種類株主は、B種種類株式の発行

に先立って取締役会の決議で定める取得請求期間中、当社がB種種類株式の全部または一部を取得するのと引換えに、当該取締役会の決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。その他の取得の条件については、当社がB種種類株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。

(2) 前号の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当社は、当該端数の切捨てに際し、前号の請求を行ったB種種類株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

7 金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議で定める取得請求期間中、当社が当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得することと引換えに、当該取締役会の決議によって定める額の金銭を交付することを請求することができる。

8 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、B種種類株式について、その発行に先立って取締役会の決議で定める時期以降、取締役会の決議によって別に定める日が到来したときは、B種種類株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める取得価額で、その一部もしくは全部を取得することができる。

(2) 当社が、前項に基づきB種種類株式の一部を取得するときは、抽選または案分比例の方法により行う。

9 株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株式について株式の併合または分割は行わない。当社は、B種種類株主に対して、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

10 譲渡制限

譲渡によるB種種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

11 優先順位

(1) B種優先配当金、B種累積未払優先配

	<p><u>当金、A種種類株主等および普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払優先配当金が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種種類株主等および普通株主等に対する剰余金が第3順位とする。本項の適用においては、B種優先期中配当金は、B種優先配当金と同順位とする。</u></p> <p><u>(2) A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u></p> <p><u>(3) 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(その他の事項)</u></p> <p><u>第6条の4 前条までの規定および第18条の2の規定の他、A種種類株式およびB種種類株式に関するその他の事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、これをA種種類株式およびB種種類株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。</u></p>
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種種類株式およびB種種類株式につきいずれも1株とする。</p>
<中 略>	<中 略>
(新 設)	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第12条乃至第15条、第16条第1項、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>